

春日井市広告入りこんにちは赤ちゃん訪問冊子無償提供者募集要項

1 募集方法

市ホームページへの掲載により募集する。

2 募集期間

平成20年4月21日から4月28日まで

(土・日曜日、祝休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

3 無償提供していただくもの

広告入りこんにちは赤ちゃん訪問冊子：こんにちは赤ちゃん訪問事業において生後4か月までの乳児とその保護者に対して配付する冊子

4 冊子の内容

冊子には次の内容を掲載します。

(1) 掲載に関する事

ア 表紙に春日井市の名称を掲載する。

イ 8ページ程度の市の子育て支援に関する情報を掲載する。

ウ 16ページ程度の主に生後4か月までの乳児の子育て支援に関する情報を掲載する。

エ 広告は2ページ以内とする。

(2) 提供者の明示

例：この冊子は、市の広告事業により作成したものです。お問い合わせは、
春日井市健康福祉部健康推進課（0568-85-6170）

広告の内容に関するお問い合わせは、冊子の提供者（〇〇〇〇）

※ 掲載内容、掲載位置、デザイン等の詳細については、決定後、改めて調整します。

5 規格及び作成予定個数

A4サイズ、26ページまでで携帯に便利なもの

年間3,500冊

6 冊子の配付方法

市の研修を受けたこんにちは赤ちゃん隊（家庭訪問員）が、生後4か月までの乳児とその保護者を訪問し、子育て支援に関する情報提供や健康診査や教室等の案内を行うとともに、こんにちは赤ちゃん訪問冊子を配付する。

7 無償提供の期間

冊子の提供を受けた日から平成21年3月31日まで

8 提出書類

- (1) こんにちは赤ちゃん訪問冊子無償提供申込書（第1号様式）
- (2) こんにちは赤ちゃん訪問冊子見本又は企画書

9 提出場所等

春日井市役所健康福祉部健康推進課に持参してください。

郵送やFAX、E-mailによる提出は受理しません。

10 応募資格等

応募資格、広告掲載基準等については、春日井市広告掲載要綱及び春日井市広告入りこんにちは赤ちゃん訪問冊子の無償提供に関する取扱要領に基づくものとする。

11 選定基準等

- (1) 提出された書類に基づき、当該事業の趣旨にあったもので、実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価し、1社（事業主）を選定する。

- (2) 応募の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

ア 応募資格に該当しない者が応募したとき。

イ 市が指示した事項及び応募に関する事項に違反したとき。

12 問い合わせ先

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市 健康福祉部健康推進課

電話 0568-85-6167

FAX 0568-85-3786

Eメール kensui@city.kasugai.lg.jp

ホームページ

<http://www.city.kasugai.lg.jp/seisaku/koukokujigyou/akacyansasshi.html>

13 注意事項

- (1) この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- (2) 提出に要する費用は、応募者負担とします。
- (3) 提出された書類は原則として返却しません。